

第 8 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 6 年 2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係
(所有権移転) について

議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について

議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について

議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理事業利用権設定
各筆明細について

議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項 ①地域計画のアンケートについて
②農地賃貸借料情報について
③農地あっせん事業について
④ファーマーズの集いについて
⑤農地買受け借受け希望について
⑥農地利用調整会議後の進捗状況について
⑦その他
- 5 その他 ①当面の日程について
②その他

7 出席農業委員（11名）

堀 敬一	倉田明彦	征矢昌博	小林美晴
唐木義秋	原 聡美	太田和也	唐澤 忠
伊藤良夫	城田忠志	唐澤喜廣	

8 欠席農業委員

--	--	--	--

9 議事録署名委員

小林美晴	唐木義秋
------	------

10 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	酒井 明	唐澤英樹
------	------	------	------

11 出席事務局職員

事務局長	有賀正浩	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子	農政係長	鈴木達也
事務局	小町谷 悠		

伊藤会長代理	開会 本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。 ただ今から、第8回農業委員会の総会を開会いたします。
唐澤会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、唐澤会長に議長となつていただき進行願います。
議 長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名委員には、小林美晴委員と唐木義秋委員を指名します。
事 務 局	1 報告事項 ①農地法第3条の3の規定による届出について報告 4件 26筆
議 長	報告事項①、番号5-45から番号5-48までについて、全て相続の届出ということになっております。質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	それでは、報告事項①の案件について、承認いただくということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。では、報告事項① 農地法第3条の3の規定による届出について、番号5-45から番号5-48の4案件を受理と致します。
事 務 局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告 4件 18筆
議 長	報告事項② 番号5-16から番号5-19について、皆さんからの質問・ご意見等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。では、こちらについても受理するということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございます。では、報告事項② 農地法第18条の規定による合意解約通知について、番号5-16から番号5-19の4案件を受理とします。 報告事項は以上となります。

	2 議事
議 長	議案第1号 農地審議 農地法第3条関係（所有権移転）についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程 2件 2筆
議 長	ありがとうございました。では、議案第1号 番号5-12の案件について、地区担当の倉田明彦委員、補足説明をお願いいたします。
倉田明彦委員	はい。こちらについては、譲渡人■■■■が譲受人■■■■と善意でやりとりされていた訳ですが、将来的にこの件について争議があつてはならないと双方で話し合われ、今回、この農地についても所有権移転の申請に至りました。■■■■としては、何とか果樹栽培を軌道に乗せ、出荷できる体制に持っていきたいということです。ご審議の程、宜しくをお願いいたします。
議 長	はい。今、倉田委員から補足説明をいただきましたが、ご質問等ございましたらお願い致します。
委員一同	（特になし）
議 長	ご質問等なければ、こちらの案件を許可相当としてよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議 長	ありがとうございます。では、議案第1号 番号5-12の案件を可といたします。続いて、番号5-13の案件につきまして、伊藤良夫委員、補足説明をお願いします。
伊藤良夫委員	はい。譲受人■■■■は、現在は■■■■お勤めですが、以前から農業に興味をお持ちだったようです。今後は、野菜作りを主にやっていきたいということで、この農地の購入を計画されたようです。宜しくをお願いいたします。
議 長	総会資料の位置図にある、この青く塗られた部分は何でしょうか。
伊藤良夫委員	その点については、議案第2号に上程されていますので、その審議の際に説明いたします。
議 長	分かりました。皆さんの方から、ご質問・ご意見等ございませんか。
委員一同	（特になし）
議 長	ありませんか。では、こちらの案件も許可相当としてよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議 長	ありがとうございます。それでは、議案第1号 番号5-13の案件についても可といたします。
	続いて、議案第2号に移ります。
	議案第2号 農地審議 農地法第5条関係についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程 2件 2筆
議 長	はい。では、議案第2号 番号1の案件について、地区担当の太田和也委

太田和也委員	員、補足説明をお願いいたします。 先日、この譲受人 [REDACTED] から説明を受けました。現地については、農地といいましても、ここ何年かは全く耕作しておらず、草刈りのみが行われている状態が続いています。すぐ隣には高圧線の鉄塔が建ち、土地の西側には変電所が建っています。周りの土地は中古車置き場や店舗が並んでいて宅地化が進んでいるような場所となりますので、アパートが建ったとしても問題はないかと考えています。隣接に麦や蕎麦を栽培している土地はありますが、道幅もあり、日陰になるようなことははないという状況です。ご審議の程をよろしくお願い致します。
議 長	はい。ありがとうございます。この番号1の案件について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。
唐木義秋委員	土地の上に高圧線が掛かっています。不動産業者の方で確認はしていると思いますが、地役権や高さ制限など、その辺りは問題ないのでしょうか。
太田和也委員	高圧線は非常に高いところにありますし、配置的には高圧線の直下に構造物は建たないという状況を、地図を見て確認させていただきました。
唐木義秋委員 事 務 局	はい。分かりました。 今のご質問について補足させていただきます。登記簿に中部電力などの地役権が明記されている場合、そちらの意見書も戴く必要がありますので、今回の申請についても、中部電力パワーグリッドからは同意する旨での意見書を戴いています。
議 長 委員一同	他に、ご質問等ございますでしょうか。 (特になし)
議 長	それでは、この案件につきまして、可とするということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ありがとうございます。では、議案第2号 番号1の案件を可と致します。続いて、番号2について、伊藤良夫委員から説明をお願いします。
伊藤良夫委員	はい。総会資料の地図をご覧ください。こちらの案件については、譲渡人 [REDACTED] が以前に住宅を建てるために転用した経緯がありますが、事情があつて建築がされないままになっていました。その土地を、譲受人 [REDACTED] が取得することを希望されました。前回の転用部分も含めて農地の方も売却したいとの意向があり、議案第1号の番号5-13 にありました所有権移転と合わせ、今回の申請に至りました。宜しく願いいたします。
議 長	はい。ありがとうございます。こちらの番号2の案件について、ご意見・ご質問等、ございますか。
唐木義秋委員	土地の配置の関係になりますが、今回の申請地の両側に少しずつ、農地が残ってしまっていますよね。どちらかに寄せることはできないのでしょうか。両側に農地を残す理由があるのでしょうか。

伊藤良夫委員	以前の[]転用申請がこの形になっていて、そのまま、譲受人[]
唐木義秋委員	[]がこの土地を引き継いだということです。
事務局	この申請地は既に分筆されているのでしょうか。農地を有効に使うという観点からすると、西側か東側かどちらかに寄せた方が良いと思いますが、農業委員会として、そのような要望は難しいでしょうか。
唐木義秋委員	こちらの農地は既に分筆され、公図上でもこのような形になっています。当時、[]農地をご自分で耕作するために、[]土地に家を建てるという内容の申請で許可が出されたという経緯があります。どのような意図があったのかは分かりませんが、家を建てる時に両側に農地を残すことで、隣の農地へ迷惑を掛けないような配慮があったのではないかと推察はできるのではないかと思います。現在は既に分筆されていますので、そのまま、この形状での計画変更を受けるということになります。
議長	説明はよく分かりましたが、最初に許可を出す時に、その部分は確認して許可すべきだったのではないのでしょうか。今後、同様のケースがあった場合に、農業委員会として、農地として効率的に使用するという観点での意見があっても良いのではないかと思いますので、発言させていただきました。宜しくお願いいたします。
酒井明委員	残った幅が実際にどれぐらいのものかは分かりませんが、いずれにしても、当時の農業委員会で許可している案件です。今後は、唐木委員の発言も十分に考慮しながら正しい判断をしていきたいと思いますが、今回の申請は分筆されている部分の計画変更となりますので、そのまま、両側に農地を残した形として取得するという事で、よろしいですね。
唐木義秋委員	これは想像になりますが、農地を残すことで、隣接する農地の同意を得ずに済むような、そんな意図もあったのではないのでしょうか。
議長	仮にそうだとしたら、やはり、それには問題があると思います。隣接する農地の所有者にきちんと説明し、同意を得た上で計画を進めることが基本であると考えますので、今後、このようなケースがあった場合には、このことを心に留めておいていただきたいと思います。
委員一同	今後、似たような案件が出てきた場合については、きちんと内容を検討していくということを、それぞれの委員さんも覚えておいていただき、これからの活動に活かしていきたいと思います。他に、ご意見等ございますでしょうか。
議長	(特になし)
委員一同	ご意見等ないようでしたら、こちらの案件について、許可としてよろしいでしょうか。
議長	(異議なし)
	はい。ありがとうございます。それでは、議案第2号 番号2の案件については、可と致します。続いて、もう一点。議案第2号 農地法第5条関

事 務 局 議 長	係 農業会議意見聴取案件について事務局から説明願います。 朗読 上程 1 件 1 筆
城田忠志委員	はい。営農型太陽光発電施設の案件であります。更新という形で3回目の申請だということです。営農型という名前だけで太陽光パネルの下で作物を栽培していない事例も多くあるということで、法律の関係でも規制を掛けるような方向にあるようですが、こちらの案件は朝鮮人参を栽培されています。初めは根の部分を出荷していく予定でしたが、方向転換して茎や葉を出荷する方向になっているようです。今のところ順調と見える訳ですが、地区の担当委員、城田委員から補足説明をお願いします。
議 長	はい。先日、譲渡人[REDACTED]から説明をいただきました。 [REDACTED] 現在は[REDACTED]お一人で栽培をおこなっているようです。収穫期などの農繁期には、[REDACTED] [REDACTED]人手を借りているとのことでした。総会資料にある写真を見ていただきますと、一部のブロックで人参が育っていない状況でして、代わりにブルーベリーを植えたそうですが、そちらも枯れてしまったとのこと。このブロックで育ったうち、[REDACTED] [REDACTED]残りの半分は種を収穫した後に、茎と葉を乾燥させているようです。他のブロックについては、暖かい気候の影響か今年は育ちが良いそうです。順調に育った根の部分を生えていない場所へ定植していて、今後は、朝鮮人参一本でいきたいと話していました。中々、ご苦労されていますので、長い目で温かく見守っていただければと考えています。
唐木義秋委員 事務局長	はい。ありがとうございました。この営農型太陽光発電施設については、新任委員の方はまだご覧になったことがないかと思います。いずれ、現地の視察をしたいと考えていますので、宜しくお願いいたします。営農型太陽光においては、パネル下で栽培する作物の収量について、通常の栽培の8割が求められる訳ですが、その指針、指標をしっかりと守るように指導がされています。ただ、朝鮮人参については栽培者も少なく、基準をどこに置けば良いのか難しい部分がありますが、城田委員からも温かい目で…という話もありました。この番号1の案件については、承認いただくという形でよろしいでしょうか。
唐木義秋委員 事 務 局	計画の残存期間を教えてください。 当初の計画が[REDACTED]年です。今回が3回目の審議となりますので、残存期間は[REDACTED]年になろうかと思います。 その後の運用については決まっているのでしょうか。 売電の契約期間が[REDACTED]年とは聞いていますが、契約満了後にどのようにされるかは分かりません。[REDACTED]

	■■■■■というようなことを、その時に考えるというようにお聞きしています。
唐木義秋委員	いずれにしても、■■年の残存期間は長く感じますが、その後のことについても道筋をつける必要があるのではないのでしょうか。
事務局	農地の転用に関して言えば、あくまでも一時転用が3年となっています。更新がなければ発電施設の撤去ということになるかと思いますが、農業委員会としては、この3年毎の更新の許可について審議していただきます。
唐木義秋委員	■■年の契約期間というのは、それとは別の、電力会社と結んだ契約となりますので、転用の審議とは切り離して考えていただきたいと思います。
議長	私がお願いしたいのは、あの広い農地を今後、所有者の方がどのようにしたいと考えているのか、ある程度、その情報を明らかにして欲しいということで、その点を要望しています。
議長	分かりました。売電期間終了後については、■■■■■所有者の方とお話しし、どのように考えているかを事務局としても確認し、把握しておいて欲しいと思いますので、宜しくお願いいたします。他にご意見等、ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	課題の多い案件ではございますが、3回目の更新ということですので、この案件についてもご承認をいただきたいと思います。この番号1の案件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第2号 農地法第5条関係 農業会議意見聴取案件について、可と致します。
	続いて、議案第3号に移ります。
事務局	議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議案と致します。
議長	朗読 上程 27件 60筆
議長	はい。今、事務局からの説明がありました通り、農業委員に関係する案件がございますので、先にこの案件について審議します。まず、番号5-218から番号5-229、番号5-238については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、■■■■■は審議に参加できませんので、よろしくお願い致します。では、番号5-218から番号5-229、併せて、番号5-238は■■■■■が利用権の設定を受け、牧草を栽培するという案件となります。ご質問等ございますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議長	では、番号5-218から番号5-229、番号5-238について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)

議 長	はい。それでは、議案第3号 番号5-218 から番号5-229、番号5-238 の案件を可と致します。 はい。ありがとうございました。[REDACTED]にはお戻りいただき、議案第2号、27件のうち、残りの14件についての審議に移ります。全体を通じてご質問等ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	ありませんか。では、議案第3号、残りの14案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございました。それでは先に審議した案件も含め、議案第3号 番号5-216 から番号5-242、27件60筆の全てを可と致します。 続きまして、議案第4号に移ります。 議案第4号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理事業利用権設定各筆明細についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程
	23件 40筆
議 長	はい。こちらの議案第4号についても、農業委員に関係する案件がございますので、先にこの案件について審議します。まず、番号5-257、番号5-258については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、[REDACTED]は審議に参加できませんので、よろしくお願い致します。では、いずれも更新の案件でございますので、可とする形でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございました。では、議案第4号 番号5-257、番号5-258の2案件を可と致します。[REDACTED]にはお戻りいただき、残りの21件について審議いたします。ご質問等ありましたら、お願い致します。
委員一同	(特になし)
議 長	ございませんか。では、議案第4号、残りの案件についても、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございました。それでは議案第4号 番号5-243 から番号5-265、先に審議した案件も含め、23件40筆を可と致します。 それでは、議案第5号に移りたいと思います。 続きまして、議案第5号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題とします。
事 務 局	朗読 上程
	3件 13筆
議 長	はい。ありがとうございました。番号5-266について、酒井文代委員、補足説明ございますか。

酒井文代委員	ありません。
議 長	はい。番号5-266は、[REDACTED]への売渡し。続いて、番号5-267については、[REDACTED]への売渡し、番号5-268については、[REDACTED]への売渡し、という内容ですが、ご質問等ございますか。
唐木義秋委員	番号5-266についてですが、[REDACTED]取得している農地は、どれぐらいの広さになりますか。
事 務 局	このあっせんで取得する農地が[REDACTED]㎡、これまでの全部を足すと、現在は[REDACTED]㎡となります。なので、[REDACTED]。その他、[REDACTED]が出ていますので、[REDACTED]になってきています。
議 長	その他、ご質問ございますか。
委員一同	(特になし)
議 長	では、この3件を可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	はい。ありがとうございます。議案第5号 番号5-266 から番号5-268までの3案件を可と致します。
	議事は以上になります。
	3 協議事項
事 務 局	①地域計画のアンケートについて ・「地域計画」策定を進めるうえで必要となる農業者へのアンケートについて、前回総会にて委員から出された意見や修正点を反映させた最終案を提示し、内容や提供方法などの詳細を説明。
議 長	・補足説明をする。 極力、この案を最終案としたいと思いますが、疑問点・ご質問等ございましたらお願い致します。
征矢昌博委員	このアンケートの対象者は農地の所有者になるのか、土地を借りている耕作者も回答するのかを確認したいと思います。
農政係長	農地基本台帳を発送する方に同封します。農業委員会に届け出をきちんとしている農業者であれば、このアンケートには回答いただく形となります。
	・協議の結果、農業者へのアンケートについては、今回提示した事務局案通りの内容とすることで了承。
議 長	日程がタイトとなっていますが、委員の皆さんには側面的にフォローしていただき、回答期限の3月8日（金）までに極力全ての回答が集まるように協力いただくよう、お願い致します。
事 務 局	②農地賃貸借料情報について ・例年、2月に提供している南箕輪村での農地賃貸借料情報について、令和5年における平均額・最高額・最低額をまとめた資料を提示し、傾向や

議 長 唐木義秋委員	詳細を説明。 ・資料については、農地基本台帳送付の際に同封する他、村のホームページへの掲載、窓口での提示などで村民に提供する旨を案内。 農地の賃貸借料について説明いただきましたが、皆さんからご質問等ございますか。 確認です。先程の利用権設定の議案の中に、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX というものがありましたが、その分は、こちらに含まれていませんか。
事 務 局	お示した賃貸借料情報は、令和5年分となりますので、今回上程された案件の分については、来年、令和6年分の賃貸借料情報の基礎資料になります。年度毎ではありません。
議 長	毎年出されている農地の賃貸借料の情報ですが、こういう内容で情報を提供していきますので、ご承知置きいただきたいと思います。 ③農地あっせん事業について 3件 8筆
事 務 局 議 長	・あっせん選定調書について説明をする（会議資料 P19～P28） ・補足説明をする。 ・協議の結果、全ての案件で特に問題はなさそうなため、可として、あっせん事業を進めていくこととする。
事 務 局	④ファーマーズの集いについて ・2月16日（金）に開催の「第20回 明日に翔け！上伊那ファーマーズの集い」について、開催要領を示し、内容等について説明。 ・当日は、農業功績者として田中実さんが表彰されること、農業名人に唐澤政喜さんが認定されること、また、前農業委員会長の高木繁雄さんに感謝状が贈呈されることを併せて案内。
議 長	・補足説明をする。 ・事務局から当日の集合時間、祝宴の会費など、当日の動きについても案内し、各自での確認を依頼。
事 務 局	⑤農地買受け借受け希望について（別添資料） ・新たに申し出のあった希望者について、事務局作成のリストを提示。新規2件の詳細について説明。
議 長	・補足説明をする。 ・リストについては、前回までのものではなく最新のものを利用していただくよう案内。 ⑥農地利用調整会議後の進捗状況について

事 務 局	・ 昨年 11 月 30 日に実施した「農地利用調整会議」でマッチングされた農地について、買受け・借受け希望者との調整等、進捗の状況を希望者ごとに纏めたリストを提示。 ・ 担当委員や進捗が不明な案件について、状況などを確認。 ・ 意向確認中の案件などについては、それぞれの担当委員に引き続きの調整を依頼。
議 長	・ 補足説明をする。
	⑦その他
	・ 特になし。
	4 その他
事 務 局	①当面の日程について
議 長	・ 当面の日程について説明。 ・ 補足説明をする。 ・ 関係する日程について、各自での十分な確認を依頼。
	②その他
事 務 局	○農地基本台帳の配布について説明。
	・ 2 月 20 日（火）に発送、及び地区へ配布。3 月 8 日（金）を回収期限としている旨で案内。
議 長	・ 補足説明をする。
	○給食センター視察について
事 務 局	・ 給食センターの視察見学について、農業委員会として希望するかを確認。日程については教育委員会の都合と合わせる形で案内。
議 長	・ 補足説明をする。
	稼働が始まってしまうと内部を見ることは難しくなるといいますので、その前に、一度は視察しておくべきと考えます。日程については事務局から連絡が来ますので、各自の予定を確認し、極力視察見学に参加していただくようお願いいたします。
	○南箕輪村の日について
事務局長	・ 2 月 18 日（日）の「南箕輪村の日」イベントにおいて、7 月に退任された農業委員等へ表彰状、感謝状が贈呈されることを案内。
議 長	全体を通して、ご意見、言い残したことはございませんか。
征矢昌博委員	地域計画のアンケートについて、回収率を上げるために区長会にも依頼したらいかがでしょうか。

事務局長	区長会については2月の開催がなく、3月になってしまいます。1月の区長会場でお願いできればよかったのですが、申し訳ありません。アンケートへの回答につきましては、各種の会議の席などで周知してもらうよう、依頼はしている他、3月号の村報でも若干お知らせしていますので、ご承知おきいただければと思います。
議 長	各地区で組長会があるようでしたら、その場でも周知していただくよう、手筈を整えていただきたいと思います。
事務局長	2月20日に農業再生協議会の総会がございますが、中込区など、地区の農業再生協議会の長として区長が出席される区もありますので、その場でもアンケートについてのお願いはする形となります。
議 長	いずれにしても、回収率が上がるよう、それぞれの立場でご協力をお願いしたいと思います。
議 長	以上で議長の職を解かせていただきます。
伊藤会長代理	閉会 以上を持ちまして、第8回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。 (午後3時10分 終了)

以上、第8回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和 6 年 2 月 29 日

議

長

唐澤 喜廣

議事録署名委員

小林 美晴

議事録署名委員

唐木 義秋